

丘のまちびえいすくすくサポート祝品(新生児祝品)制度

この制度は、本町の将来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、子どもと家族が深い絆や愛情の下で成長する過程を応援するため、子どもの誕生に際し、全町民の祝福の意を込めた祝品を贈呈するものです。

1 祝品の贈呈対象新生児

住民基本台帳法に基づき、出生時に本町の住民基本台帳に記載され、引き続き本町に在住する新生児。

2 祝品の贈呈時期

出生時に本町の住民基本台帳に記載された後14日以内。

3 新生児祝品贈呈の流れ

- ①出生届時に所定の用紙に必要事項を記入
- ②後日、誕生祝メッセージ入り写真立て・新生児祝品（美瑛産米10kg、写真撮影）引換券を受領
- ③祝品の引き換え
 - ・美瑛産米10kgは、下記の取扱店にて引換券と交換してください。
 - ・新生児写真撮影は、下記の写真店に引換券を提示し、新生児の写真を撮影してもらい、誕生祝メッセージ入り写真立てに入れ大切に保管してください。

○美瑛産米引換店

美 瑛 選 果	美瑛町大町2丁目
ホクレンショップ美瑛店	美瑛町中町2丁目6番32号
桑谷米穀店	美瑛町南町1丁目1番1号

○新生児写真撮影店

三田写真館	美瑛町本町2丁目1番27号
モリヤ写真館	美瑛町本町1丁目3番15号



担当：総務課総務係 TEL92-4316 FAX92-4414
E-mail:soumu@town.biei.hokkaido.jp